

## 保険財政共同安定化事業の見直しについて(案)

### 1. これまでの検討状況

- 保険財政共同安定化事業については、府民の公平性を確保する観点から、負担能力に応じた拠出である「所得割」を導入することとし、平成 23 年度から、拠出方法を被保険者割 40%、医療費実績割 40%、所得割 20%としたところ(平成 22 年度まで:被保険者割 50%、医療費実績割 50%)。
- 第一作業部会で、市町村国保の都道府県単位での一元化を見据え、拠出方法を標準的な保険料の応益・応能割合(応益負担 50%、応能負担 50%)に合わせる方向で、また、対象医療費を引き下げる方向で検討を行ってきた。

### 2. 今後の対応(案)

- 引き続き、協議会及び第一作業部会で、今国会に提出されている国保法改正法案により平成 27 年度から実施される予定の都道府県単位の共同事業(保険財政共同安定化事業の事業対象を全ての医療費に拡大)に向けて、次の検討課題等について検討を行う。  
(検討課題)
  - ・ 平成 27 年度までの進め方
  - ・ 平成 27 年度からの都道府県単位の共同事業の拠出割合
  - ・ 都道府県単位の共同事業に向けた激変緩和策(京都府・調整交付金 2%分)
- 平成 24 年度には拠出方法・対象医療費を見直さないが、所得割導入(平成 23 年度)に伴う激変緩和措置について、平成 24 年度も以下のとおり措置する。
  - ・ 拠出増加額の 2 分の 1: 広域化等支援貸付金の無利子貸付
  - ・ 拠出増加額の 4 分の 1: 京都府・調整交付金の交付